



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3483号 2017.1.26 発行

### 【相模原殺傷】事件発生から26日で半年 捜査ほぼ終結も、残る課題



産経新聞 2017年1月25日  
神奈川県が提示したやまゆり園再生基本構想の建物イメージ図  
(同県提供)

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で19人が刺殺され27人が負傷した事件から、26日で半年になる。神奈川県は「再生のシンボル」として、園を元の場所で建て替える基本構想を打ち出したが、障害者団体から異論が噴出するなど溝が鮮明に。一方、県警による元職員の植松聖（さとし）容疑者（27）への捜査はほ

ぼ終結し、来月にも横浜地検が起訴の可否を判断する見込みだ。日本を揺るがした未曾有の事件はいくつかの課題を残しつつ、次のステージに向かおうとしている。

#### 「開かれた園」へ

「やまゆり園は、地域にとって特別な場所だ」

植松容疑者に腹などを刺され、一時重体となった入所者の尾野一矢さん（43）の父、剛志さん（73）はそう語る。

やまゆり園の家族会は昨年9月、県に元の場所での全面建て替えを要請。県も容認し、平成32年度末までの完成を目指している。



地元での説明会も行われ、参加した地域住民らからも「地元はやまゆり園とともに育ってきた」「施設と地域のつながりは深い」などの声が上がった。地域内での園の存続を希望する意見が大半だった。

県は今日6日、施設の建て替え方針案を公表。最新の防犯設備を導入する一方で、黒岩祐治知事の強い意向で、門や塀を撤去するなど「開かれた園」をアピールした。2人部屋だった居室は個室化。加えて、地域との交流促進のため、体育館やプールなどは積極的に一般開放する方針だ。

#### 入所者にアンケート

しかし、この方針案に外部の障害者団体からの異論が相次いだ。

10日に開催された公聴会では、「地域密着型施設として、小規模施設を数カ所に分けて建てるべき」「大型施設は時代錯誤」「入所者本人の意見を聞くべき」などと批判的な意見が続いた。日本障害者協議会の藤井克徳代表は「物事が早く進みすぎているように感じる」と話す。

一方、黒岩知事は「（現地での全面建て替えが）間違っているといわれるのは非常に心外」と不快感を示すなど、障害者団体との溝が浮き彫りになっている。

指摘を受け、園は入所者へアンケートを実施。「どんな施設を希望するか」という質問に約20パーセントが「やまゆり園のような施設」と回答した。重度の知的障害がある人も多く「回答なし」などの割合が一番多かったものの、剛志さんは「園に愛着がある入所者

が多いことが裏付けられた。外部が思っているような、閉鎖的な施設ではないことを分かってほしい」と訴える。

### 鑑定期間は延長

事件をめぐっては、津久井署捜査本部が13日、結束バンドで職員5人を施設内の手すりに縛り付け、うち2人にけがを負わせたとして、逮捕致傷や逮捕などの疑いで植松容疑者を追送検。これまでに入所者に関する殺人や殺人未遂容疑などで逮捕、送検しており、一連の捜査はおおむね終結した。植松容疑者は全ての容疑について「自分がやったことは間違いない」と関与を認めているという。

横浜地検は17日、横浜地裁に植松容疑者の精神状態などを調べる鑑定留置の延長を請求し、認められたと発表。期間は2月20日までで、捜査関係者によると、鑑定を担当する医師が延長を申し出たという。地検は鑑定結果を踏まえて起訴の可否を一括で判断するとみられる。

犠牲者19人は、単独犯としては戦後最悪レベル。仮に裁判になれば裁判員裁判の対象となり、公判前整理手続きにも「相当の時間を要するとみられる」（捜査関係者）。事件自体の全容はもちろん、今後の障害者施設のあり方など、時間の流れとともに新たな課題が見えてきている。

**相模原殺傷事件** 平成28年7月26日、相模原市緑区の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者が次々と刃物で刺され19人が死亡、職員3人を含む27人が負傷した事件。県警は同日、殺人未遂容疑などで元施設職員、植松聖容疑者を逮捕。翌27日に容疑を殺人に切り替えて送検した。8月に女性入所者9人への殺人容疑で再逮捕、9月に男性入所者9人を殺害した容疑で再逮捕した。横浜地検は事件当時の精神状態を調べるため、鑑定留置を実施している。

### 「18歳成人」で消費者被害が拡大？

NHK ニュース 2017年1月24日

「簡単にお金を増やす方法がある」  
「ほかにも欲しい人がいるから、とりあえずサインを」などと言葉巧みに若者を狙う悪質商法。現在は未成年者の場合、親などの同意がない契約であれば民法の規定で取り消すことができますが、18歳と19歳がこの保護の対象から外れてしまう可能性が出て

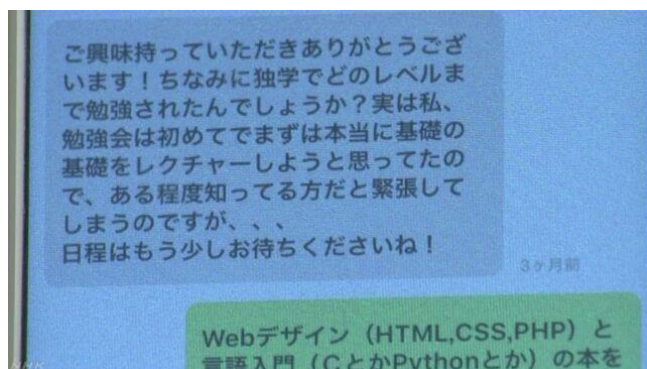


います。成人年齢の引き下げについて、法務省が検討を進めているからです。消費者被害に詳しい専門家は「実現すれば若者の消費者被害がさらに拡大するおそれがある」と指摘。今月、国の消費者委員会が対応策をまとめました。若者はどのような消費者トラブルに見舞われているのか。そして、どうすれば被害を防ぐことができるのでしょうか。

### トラブルに巻き込まれた若者

若者はどのようなきっかけで消費者トラブルに巻き込まれていくのか。トラブルを経験した東京都内に住む大学1年の19歳の男性に話を聞くことができました。

男性は去年10月、インターネット上の掲示板で、「プログラミングと一緒に勉強しませんか」という大学生を名乗る女性の書き込みを見つけまし



た。書き込みはビジネスとか勧誘のように見えず、趣味の延長という気軽な感じだったということです。

以前からプログラミングを勉強してみたいと考えていた男性は、女性と連絡を取り、カフェでプログラミングを教わります。すると、女性から「私はインターンとしてプログラミングの講座などを提供する会社で働いている。一緒に働かないか」と誘われ、興味を持った男性は、後日、社長を名乗る男性と会い、インターンとして働くことを決めました。

しかしその後、会社で働くにはウェブ上のプログラミング講座を受講する必要があるとして、月々1万5000円を支払う契約を求められました。しかも、支払いの総額は知らされないまま、クレジットカードを取られて契約されたと言います。

一方で、新たなインターン生を紹介すれば7万5000円を紹介料として得られると説明を受けたということです。それからは、掲示板に勧誘のための投稿を何回したかや、何人と会う約束を取り付けたかという報告を毎日のように求められるようになりました。さらに、プログラミング講座の支払い総額は30万円に上がることがわかり、男性は消費生活センターに相談。契約は解除でき、被害も回復できたということです。

男性は「まさか自分がこうしたトラブルにあうとは思っていなかった。自分にも悪いところがあるが、知識や社会経験のないところにつけこむような手口で許せない」と話していました。



## 20歳を境にトラブル急増

この男性は未成年だったため、「未成年者取消権」という法律の保護の対象となっていました。これは、未成年の場合、親などの同意のない契約は取り消しができるという民法の規定で、未成年者を悪質商法などから守るバリアーとなっています。

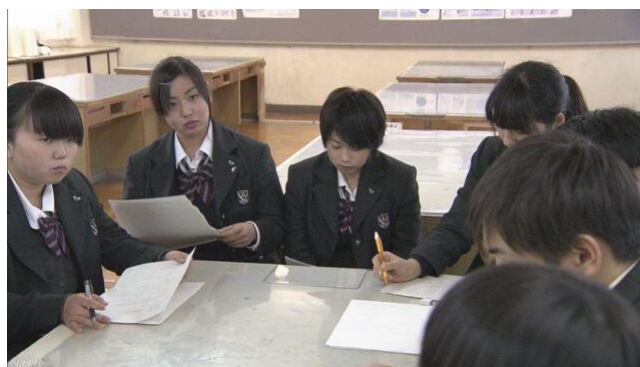
実際、このバリアーがなくなる20歳を境に、若者の消費者トラブル

は深刻化する傾向にあります。平成27年度の1年間に全国の消費生活センターに寄せられた消費者トラブルの相談件数を見ますと、18歳と19歳の平均はおよそ5700件なのに対し、20歳から22歳の平均はおよそ8900件。さらに契約金額は、18歳が男女ともに平均およそ16万円なのに対して、20歳から22歳では平均で男性がおよそ39万円、女性がおよそ27万円と、10万円以上高くなっているのです。

また、国民生活センターによりますと、20歳から22歳では、未成年者ではあまり見られなかった「マルチ商法」や「エステ」についての相談が目立つようになり、20歳になったとたんに勧誘を受けるなど、成人になったタイミングを狙ったとみられる事例もあるということです。

## 求められる消費者教育

社会経験や法律の知識の乏しい若者を狙う悪質商法。被害を防ぐために重要になってくるのが「消費者教育」です。茨城県神栖市にある神栖高校の家庭クラブでは、1年生と2年生のおよそ10人が、スマートフォンをめぐるトラブルなど身近なトラブルの原因や対策を考える寸劇を作り、小学校などで披露しています。



台本作りから解説まで生徒たちが話し合いながら自分たちで作っているほか、市の消費生活センターの職員と意見を交わすなどして、消費者問題への理解を深めています。

2年生の女子生徒は「クラブに参加した当初は消費者問題にあまり興味がなく、自分には関係ないと思っていたが、活動するうちに、実はすごい身近なことで、一歩間違えばトラブルに巻き込まれることもあると思うようになった」と話していました。

一方で課題もあります。クラブ活動以外では、消費者問題を取り上げる家庭科の授業は1年に2、3時間ほどに限られているのです。「家庭科の授業ではいろいろなことをやらないといけないので、どうしても消費者問題を扱う時間は少なくなってしまう。トラブルの内容もどんどん変わっていくので、その対応力をどうやって身につけさせるのかも課題だ」

(担当の村上睦美教諭)

### 「若年成人」への対応を

こうした現状に危機感を募らせた国の消費者委員会は、今月10日、被害を防ぐための対応策について意見をまとめ、消費者庁に対応を求めました。この中で、配慮が必要なのは18歳と19歳だけではないとして、18歳から22歳の若者を念頭に「若年成人」という捉え方を提唱し、知識や経験の不足などにつけ込んだ契約を取り



り消すことができる制度などを検討するよう求めています。

また、特に中学校に入った段階から消費者教育に体系的に取り組むべきだとして、消費者教育を充実させることを求め、十分な対応が行われるまでの準備期間を確保することが

重要だとしています。

消費者委員会の河上正二委員長は「近年の若者はクレジットカードやインターネットの利用で財産的な取り引き関係に入り込みやすい環境にある」と指摘し、「対策が不十分なまま成人年齢が引き下げられれば、かなりの被害が出る可能性が高い」と、強い口調で消費者庁に対応を求めました。



大人の入り口でのつまずきは、若者の将来に深刻な影響を与えることにもなりかねません。成人年齢の引き下げはまだ検討の段階ですが、消費者庁には、結論がどうなるろうとも若者の消費者被害防止に本腰を入れて取り組んでもらいたいと思います。

## スポーツ庁、障害者団体と企業を仲介 支援の拡大狙う

サンケイスポーツ 2017年1月25日

水落敏栄文部科学副大臣は25日、スポーツ庁が障害者スポーツ団体と支援企業を引き合わせる取り組みを始めたことを明らかにした。2020年東京パラリンピックを目指す団体に限らず、障害者スポーツ全般の支援を拡大するのが狙い。自民党スポーツ立国調査会の会合で報告した。

障害者スポーツ団体の多くは脆弱な運営体制が課題となっている。企業側にも障害者スポーツを応援したいとの声があり、スポーツ庁が窓口となって仲介役を務める。スポーツ庁の担当者は「障害者スポーツの支援の輪を広げることは20年大会のレガシー（遺産）になる。多くの問い合わせが欲しい」と話した。

## 障害者が洗車事業に参入



長崎新聞 2017年1月25日  
駐車場で洗車に取り組む利用者ら＝佐世保市、イオン大塔ショッピングセンター

障害者らが職業訓練に取り組んでいる佐世保市の就労継続支援A型事業所が、市内の大型商業施設の駐車場で買い物客を対象にした洗車事業を今月から始めた。福祉として洗車事業に取り組むのは全国的にも珍しいという。安価で質の高いサービス提供を目指す一方、障害者の賃金向上や雇用促進にもつなげる狙い。

今月10日、同市大塔町にあるイオン大塔ショッピングセンターの駐車場。この日から始まった洗車事業に取り組むため、事業所の利用者やスタッフが集まっていた。洗車に携わるのは7人。これまで約2カ月間、洗い方の訓練を受けてきた。

事業は「まごころ洗車隊」と名付けた。軽乗用車なら10分で500円という短時間、低料金が特長。また買い物中に駐車場で洗車を済ませておくので待ち時間がなく、特殊な溶剤を使っているため水をあまり使わずに手洗いで仕上げることも売りにしている。

初日は10台を洗った。「洗車隊員」の一人、岡村雅美さん(39)は「普段は屋内での作業が中心。お客さまの大切な車を洗うので緊張したけれど、やりがいを感じている」と語った。

障害者が職業訓練する就労継続支援事業所には、A型とB型がある。両者の大きな違いは、A型は障害者が法定の最低賃金以上を受け取って訓練する点だ。県障害福祉課によると、昨年12月1日現在、県内にB型は209カ所ある一方、A型はその3分の1以下の63カ所にとどまる。事業による収益で利用者の十分な賃金を確保することの難しさが、背景にはあるとみられる。

事業所を運営するフュージョンの中村耕司社長は、障害者の賃金確保を目的に、より収益を上げられる取り組みを模索していた。洗車事業に参入した理由を、初期投資が抑えられ、天候などを除けば継続的に仕事を得られる可能性がある点を上げる。今後は活動範囲を広げていき、各家庭に出向く「出張洗車」も展開する計画だ。

中村社長は「障害者を納税者に」の理念を掲げている。その上で「まだ始まったばかりで、成果を出すには時間がかかる。ただ、お金を稼ぐという意識を身に付けることで、一人でも多くの障害者の自己実現を手助けしたい」と語った。

「まごころ洗車隊」は、イオン大塔ショッピングセンター駐車場で午前10時から午後3時まで活動。日曜祝日と雨天時は休業。予約、問い合わせは(電0956・59・8859)。

## 障害者が作ったパンやクッキー好評 宇大で販売イベント 東京新聞 2017年1月25日

味見しながらクッキーを購入する学生たち＝宇都宮市で  
障害者施設で作られた商品を販売する催しが二十四日、宇都宮市峰町の宇都宮大で開かれ、学生らが手作りのパンやクッキーを買い求めた。

障害者への理解を深めてもらおうと県などが主催し、県内の四施設が販売に参加した。催しの前に、宇都宮大地域連携教育研究センターの大森豊准教授が、一年生五百人にイベントの目的や障害者の収入につながることを授業で解説し、催しのチラシを配ってPRした。

学生らは、味見しながら「おいしい」と口にし、商品を選んだ。農学部一年の外西萌梨



(ほかにしもえり)さん(19)は「授業で聞いて、行ってみようと思った。おいしかった」と語った。

大森准教授は「学生は社会の課題を素直に受け止め、自分自身がどんな役割をできるか考えてくれるので、催しを通して気づくことがあれば」と話していた。(猪飼なつみ)

## 2月にゆっきーカフェ 能美の障害福祉施設内で 北國新聞 2017年1月25日



ゆっきーカフェで提供するコーヒーとゆっきークッキー＝能美市宮竹町の一步

九谷陶芸村(能美市)の女性スタッフでつくる「やまぼうしレディーズ(YBL)」は2月、同市宮竹町の障害福祉サービス事業所「一步(いっぽ)」で、九谷焼の招き猫「ゆっきー」で室内や食器を彩る期間限定イベント「ゆっきーカフェ」(北國新聞社後援)を開く。県内外に女性愛好者が多いゆっきーの魅力で一步への誘客を図る。

ゆっきーは、いしかわ動物園(同市)で飼育されるユキヒョウを模したキャラクターで、YBLはこれまで全29種を制作、販売してきた。今回、一步にギャラリー併設のカフェがあることを知ったメンバーが、山内孝志理事長にイベント開催を提案した。

ゆっきーカフェでは、利用者と職員が手作りした「ゆっきークッキー」などを振る舞う。また、飲み物はゆっきーが描かれた特製カップで提供される。店内は、YBLがバレンタインデーを前に毎年制作する「フォーチュンゆっきー」を含む全種類と、利用者の塗り絵で愛らしく飾り付ける。

山内理事長は「カフェを通じ、施設で働く人がより多くの仕事を覚え、来場者と交流する機会にもなってほしい」と話した。イベントは2月7～24日まで。

## マイナンバー通知カード、返送の山 保管の基準なく役所マイった

### 道内の主な自治体の通知カードの 発送・保管状況(昨年12月末現在)

	発送数	保管数	保管期限
札幌	199万9743	約3万5000	3月末
旭川	35万1533	4557	3月末
函館	27万4855	5757	3月末
釧路	18万1078	1986	当面
苫小牧	17万7646	2004	3月末
帯広	17万2305	1503	当面
小樽	12万6412	1505	3月末
北見	12万3889	1089	当面
江別	12万2126	652	当面
千歳	9万8524	895	3月末

※発送数は紛失などによる再発送分を含む

年末調整などに伴い、マイナンバーが必要になった人が多かったとみられる。

道内では15年10～11月、通知カードが簡易書留で郵送された。住民が不在だった場合、最寄りの郵便局で1週間保管し、その間に住民が受け取りに来なければ、各自治体に返送された。

自治体は広報誌やホームページなどでカードを受け取りに来るよう呼び掛けてきた。道内の人口上位10市では昨年末現在、発送したカードの約2%にあたる約5万5千通が自

北海道新聞 2017年1月25日  
税や社会保障関連の個人情報国や自治体が管理するマイナンバー制度で、12桁の番号(マイナンバー)を住民に知らせる「通知カード」の扱いに自治体が苦慮している。マイナンバーは税関係の手続きなどの際に必要で、道内では2015年秋に通知カードを郵送したが、住民が不在だったために自治体が今も保管している例が少なくない。保管期限は定められておらず、各自治体の対応もばらばら。「国が統一基準を示して」との声も上がる。

「昨年末で通知カードの保管をやめるつもりだったが、受け取りに来る人が増えたので当面保管する」。北見市の担当者はそう話す。昨年12月、北見でカードを受け取ったのは前月比2割増の71人。所得税の

治体に保管されている。

## 小中学校で26年続く「赤ちゃんふれあい授業」 寺田清美さんから報告



福祉新聞 2017年01月25日 編集部

### 原宿外苑中学校での授業の様子

子どもの環境をめぐっては、少子化や待機児童、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待、貧困などさまざまな問題があります。子どもは未来を担う日本の、そして世界の宝物です。子どもの環境と福祉の融合について真摯に前向きに考えていかなくてはなりません。

私は、赤ちゃんと児童生徒が触れ合う「赤ちゃんとのふれあい授業」を26年間継続しています。子どもが嫌だと語る男の子が、赤ちゃんと触れ合うことでわずか数分の間に笑顔に変化するのを、何度も見てきました。赤ちゃんの持つ力の偉大さを痛感します。

少子高齢化・核家族化の進行とともに、子どもたちが赤ちゃんと触れ合う機会が減少してきました。厚生労働省の調査によると、約6割の子どもたちが日常生活の中で赤ちゃんと交流する機会が無く、約8割の母親がわが子が初めて抱く赤ちゃんであったということです。こうした状況のなか、小中学生が赤ちゃんと触れ合う機会を積極的に設けることで、子どもたちに「命」のバトンをつなぐ環境を整える必要があると考え、この授業を推進してきました。「赤ちゃんとのふれあい授業」の効用を五つ挙げたいと思います。

#### ①子ども時代に赤ちゃんに対する知識を持つ

子どもが親の思うように言うことをきかないのは当たり前であるなど育児に関する知識があれば、将来虐待防止につながるはずです。

#### ②自己肯定感を育む

子どもたちは赤ちゃんと触れ合いながら、自分も同じようにかわいがられて育ったことを想起します。また赤ちゃんの世話をすることで、自分が役に立つことを認識します。

#### ③赤ちゃん本意である

この授業は、赤ちゃん本意に進められます。赤ちゃんの生きる力を信じて、その力を引き出せるように環境を整え、待ちます。

#### ④赤ちゃんの行動から、生き方を学ぶ

赤ちゃんは、思いきり泣いて笑って「表現することの素晴らしさ」や、なめて触って、冒険して「興味を持って生きることの楽しさ」、不安になり甘えたい時に受け止めてくれる「安心基地“母親”の大切さ」を教えてください。

#### ⑤赤ちゃんへの愛着

赤ちゃんが病気になれば心配し、しばらく会えないと気になり、人間が人間に対して、愛着を感じることは最も大切なことです。

愛着を感じ、人を信頼し、コミュニケーションを育んでいける。そのような環境をつくり上げていくことが保育現場には必要であり、園長・主任には地域連携を積極的に実施することが、今まさに求められています。

子どもと大人、福祉と環境を融合していくことが可能となるような光が、今年は見えて来ることを希望します。

寺田清美さん【略歴】東京成徳短期大学教授。保育歴26年（係長副園長）の経験もあり、社会福祉士の資格も持つ。厚生労働省の社会保障審議会保育専門委員会の委員なども務めている。



制服姿の女性に接客させる「JK(女子高生)ビジネス」の実態把握を進めようと、大阪府警が府内の約40店舗を対象に初の調査を始めた。マッサージ店やカフェをうたいながら18歳未満の少女に性的サービスを行わせている例もあり、店長らに従業員を雇用する際の年齢確認の徹底などを求めた。JKビジネスは東京や大阪など都市部を中心に広がり、客にマッサージをする「リフレ」や悩み相談をうたう「カウンセリング」などさまざまな形態がある。少女らがバイト感覚で働くうちに性被害に発展することなどが問題となっている。24日は、府警少年課の警察官らが大阪市浪速区の約30店舗を巡回。マンション1階にあるマッサージ店では個室で添い寝をしたり、一緒に街中を歩いたりするサービスがあり、従業員の年齢確認の方法や少女らを雇用していないかを聞き取った。また、わいせつな行為をさせた場合には法律違反になることを説明し、確認書への署名を求めた。府警は昨年、大阪市内のJKビジネス店計3店舗を摘発。店内で少女にわいせつな行為をさせたとして、店長ら4人を児童福祉法違反(淫行させる行為)容疑などで逮捕した。【宮嶋梓帆】

## 社説：特別養子縁組 新法を理解広げる機に

京都新聞 2017年01月25日

子どもの養子縁組をあっせんする事業者の要件を定めた「養子縁組児童保護法」が昨年12月の臨時国会で成立した。

虐待や経済的事情で実の親と暮らせない子どもが、血のつながりのない別の家庭で戸籍上も実子となって生きる「特別養子縁組」を社会に根付かせるための法律である。営利目的の悪質業者が入り込まないよう制度を適正に機能させ、子どもの幸せを第一に考える縁組促進につなげたい。

特別養子縁組は原則6歳未満の子どもが対象で、家庭裁判所の審判を経て成立する。あっせんは児童相談所と都道府県に届け出た民間の22事業者が行っており、2015年は544件が成立した。

一方で養親らとの間で不透明な金銭のやりとりが疑われるケースも少なくない。

児童福祉法は営利目的のあっせんを禁じているが、昨年11月には営利目的で不正に現金を受け取った疑いがあるとして千葉県の実業者が強制捜査を受けた。

インターネットで養親と実親をつなぐサイトを運営する大阪市の事業者が人身売買につながりかねない勧誘を行い、行政指導を再三受けている事例もある。

新法の柱の一つは、悪質なあっせん事業者を排除するため、従来の届け出制から都道府県知事による許可制にした点だ。

営利目的でないことや、必要な財政基盤があり、実親や養親の個人情報適切に管理できることなどを要件とした。無許可事業者には1年以下の懲役か100万円以下の罰金も設けた。2年以内に施行されるが、疑わしい事業者には厳正に対処し、縁組制度への信頼を高めることが大事だ。

新法のもう一つの柱は、許可事業者に国や自治体が財政支援ができるようにしたことだ。本来、公的機関の児童相談所があっせん事業の中心になるべきだが、虐待への対応に追われ、手が回らない現実がある。それを補ってきたのが民間事業者の活動だ。健全な事業者にはしっかり支援の手をさしのべてほしい。

積極的に里親や養子縁組を行う欧米に対し、日本では特別養子縁組に対する社会の理解は十分ではない。保護を必要とする子どもたちの9割が、家庭ではなく乳児院や児童養護施設で暮らす。養子縁組は「施設から家庭へ」の流れを作る土台になる。

児相の役割を強化するとともに信頼される養子縁組制度を整えていく必要がある。新法を制度への理解を広げるきっかけにしたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

